

## 第4回 福岡市立学校給食運営検討委員会 次第

日 時 : 平成24年2月27日(月) 10:00～12:00  
場 所 : 学校給食会館 2階会議室

- ◆ 野課長挨拶  
大塚課長挨拶

議題1 小学校給食における食べ残しパンの持ち帰りについて P 1～4

議題2 学校給食費について P 5～10

議題3 学校給食センター再整備事業について(報告) P 11～12

(別添資料1 給食センター再整備事業に関する市民説明会(第1回)実施概要)

(別添資料2 給食センター再整備事業に関する市民説明会(第2回)実施概要)

(別添資料3 学校給食センター再整備事業に関するQ&A)

議題4 (財)福岡市学校給食公社「中期経営計画」進捗状況について(報告)

P 13

その他

## 議題1 小学校給食における食べ残しパンの持ち帰りについて

児童が食べ残した給食パンについては、食べ残しの理由にかかわらず一律に持ち帰りを禁止しているが、各小学校における取組みの結果、ほぼ完食に近い状況となるなど給食を取り巻く状況が変化してきていることから、持ち帰りについて検討を開始し、平成23年9月から、一部の小学校において食べ残しパンの持ち帰りの試行を行った。

その結果を踏まえ、平成24年度から、全小学校において、食べ残しパンの持ち帰りを可能とするもの。

### 1 経緯

福岡市では、国が平成9年に定めた「学校給食衛生管理の基準」に基づき、食べ残しパンの持ち帰りを禁止していたが、このことの是非についての議論の高まりを受け、平成21年9月より3回にわたり福岡市立学校給食運営検討委員会で審議。審議結果を踏まえ、平成22年2月に以下のとおり方針決定 = 現行の取扱い

- ・児童生徒の安全を第一義とし、一人の犠牲者も出さない見地から、持ち帰りの禁止を継続する。
- ・食べ残しについての議論の前に、まずは、児童生徒が完食できるよう様々な工夫・取組みを一層進めていく
- ・今後も動向に注目していく。

学校給食を取り巻く状況の変化（食べ残し量の減少や異物混入件数の減少など）  
（参 考）小学校におけるパンの残滓率

H20年 12.7% → H22年 4.0%

やむを得ない理由により食べ残したパンの持ち帰りについて検討開始

【検討にあたっての前提】

- ・児童の安全
- ・児童の心身の健全な発達と健康保持（1日に必要な栄養素や栄養量の1/3を提供）
- ・食べ物を大切にする気持ちや給食関係者への感謝の心を養う
- ・児童の「生きる力」を養う
- ・学校給食衛生管理基準（「持ち帰りは衛生上の見地から禁止が望ましい」とされている）

食べ残しパンの持ち帰りを可能とした場合にどのような問題が生じるのかを確認するため、試行を実施

試行対象校：栄養教諭・学校栄養職員配置小学校 55校

試行期間：平成23年9月中（保護者への周知や希望調査終了後）から  
平成24年3月22日まで

## 2 試行の結果と考察

以下の点について留意しながら試行を実施し、結果のとりまとめと考察を行った。

- ・試行中も従前どおり給食時間内の喫食を原則とするため、各小学校では完食に向け重点的に取り組む。
- ・体調不良等やむを得ない理由により食べ残したパンの持ち帰りを予め保護者が希望した場合にのみ、必要な指導・注意喚起を行った上で持ち帰り可能とする。
- ・持ち帰りの試行が完食に向けた取組みに及ぼす影響を把握するため、11月及び2月の残滓率調査では、持ち帰り分を残滓として計上する。

### (1) 持ち帰ったパンによる健康被害の発生について

学校内でパンが捨てられていたり、持ち帰らずに放置されているなど学校内における生活指導面での課題は若干あったものの、試行対象校から異物混入や食中毒等による健康被害発生の報告はなかった。

### (2) 完食に向けた取組みへの影響について

「完食に向けた指導が難しくなった」、「食べ残しが増えた」との報告もあったが、全体としては、試行後(11月)のパンの残滓率は3.2%と、試行前(6月)の3.4%よりも減少しており、また、昨年同月の残滓率4.4%と比較しても減少していることから、食べ残しパンの持ち帰りが安易な食べ残しにつながったとは言えず、これまでの完食に向けた取組みによるものと考えられる。

なお、持ち帰り児童数と残滓率の間には、明確な相関関係はなかった。

### (3) その他

児童以外の家族が食べたり、廃棄されている家庭もあったが、「つぎは完食するように声をかけている」など、持ち帰ったパンをきっかけとして、家庭でも給食の完食について話題にしたり、「食べ残した量で、その日の体調を知ることができる」、「完食できないことに悩み、不安そうにしていたのがなくなり、よかった」など、家庭で食べさせる以外にも種々のメリットがあることが確認できた。

## 3 今後の食べ残しパンの取扱い(案)について

試行結果を踏まえ、小学校においては、平成24年度から、やむを得ない理由により食べ残したパンについては、以下の点に留意しながら持ち帰りを可能とする。

- ・引き続き給食時間内での完食を最優先に取り組む。
- ・持ち帰り後のパンの管理は保護者の責任で適切に行っていただくこととし、年度初めに保護者にプリントを配付するなどの方法により周知する。
- ・保護者が持ち帰りを希望しない場合には、食べ残しても持ち帰らせない。
- ・食べ残しパンの持ち帰りが安易な食べ残しにつながっていないか、定期的に検証を行う。

なお、中学校については、現状を踏まえ、まずは、各学校において完食に向け重点的に取り組んでいくこととし、食べ残しパンの持ち帰りの実施時期については、今後の状況を見守りながら決定していく。

## パンの持ち帰り試行結果（報告書提出52校について集計）

### 1 給食1回あたりの持ち帰り児童数

453人（児童全体の1.6%）

### 2 持ち帰りの理由

食が細い 48.1%

時間不足 31.5%

体調不良 11.3%

その他 9.1%

その他の主な理由

- ・満腹のため（おかずをおかわりした，調理実習でおなかですいていない等）
- ・アレルギーで食べられないため
- ・嫌いだから
- ・家で食べたいから
- ・親に食べさせたいから

### 3 持ち帰り後の状況

持ち帰った後、家庭で廃棄した児童の割合 31.7%

### 4 残滓率

	H23年11月	H23年6月	H22年11月
パン	3.2%	3.4%	4.4%
米飯	8.2%	9.9%	8.6%
おかず	0.6%	1.1%	0.7%

※試行結果報告書の提出があった52校における残滓率であるため，過去に健康教育課が示した栄養教諭等配置校55校における残滓率と異なる。

※試行により残滓率が増加した小学校は52校中19校

※持ち帰り児童数と残滓率の間には，明確な相関関係はなかった。

### 5 試行により生じた問題

- ・パンの食べ残しが増えた。
- ・完食に向けた指導が難しくなった。
- ・おかずをおかわりしてパンを残すなど栄養摂取面で偏りが危惧された。
- ・校内でパンが捨てられていた。
- ・持ち帰るのを忘れる児童がいた。
- ・持ち帰っても廃棄したり親や犬が食べるなどして，児童が食べていない。

6 保護者からの意見（主なもの）

- ・食べかけのパンは持ち帰らせないでほしい。
- ・夏場は衛生面で心配がある。
- ・完食しているので持ち帰りは必要ない。
- ・完食できるのに、持ち帰るために残していることがある。
- ・持ち帰っても捨てている。
- ・袋にきちんと入っていなかったので廃棄した。
- ・持ち帰り後は家庭で責任を持つので、持ち帰りを継続してほしい。
- ・廃棄されるのはもったいない。
- ・子どもがどのようなパンを食べているのかがわかった。
- ・持ち帰ったパンを親が食べられるようになったので、楽しみにしている。
- ・体調不良や食が細い子どもにとっては持ち帰りができることはよいこと。
- ・食べ残しの量で、その日の子どもの体調が把握できる。
- ・完食できないことに悩み、不安そうにしていたのがなくなり、よかった。
- ・「つぎはもっと食べようね」と家庭で声をかけている。
- ・予想よりも持ち帰りが少なく、給食をよく食べていることが確認できた

## 議題 2 学校給食費について

### 1 改定について

#### (1) 改定後の給食費月額

- 小学校及び特別支援学校小学部 月額 3,900円  
(改定前月額 3,500円)
- 中学校及び特別支援学校中学部・高等部 月額 4,600円  
(改定前月額 4,200円)

#### (2) 改定の時期

- 平成 24 年 4 月から

#### (3) 保護者への周知

- ① ふくおか市政だより (平成 24 年 1 月 1 日号に掲載)
  - ② 福岡市ホームページ (平成 24 年 1 月 17 日にアップ)
  - ③ お知らせチラシ配布 (平成 24 年 1 月 20 日～2月上旬頃、保護者配布)
- ※ 保護者の反応

値上げに反対する趣旨のご意見はありませんでしたが、「子育て支援を標榜するなら、値上げ分は市費で賄え」といったご意見や「滞納対策の取り組み」についての問い合わせ・意見等が数件ありました。

#### (4) 今後のスケジュール

- 平成 24 年度歳入・歳出予算案の審議
- 「福岡市学校給食費条例施行規則」の改正 (教育委員会議付議予定)

### 2 今後の給食費改定ルールについて

#### (1) 新しい改定ルール

- 学校給食材料費について一定額の過不足が生じた時点  
(旧「改定の目安」：消費者物価指数が 10% 程度上昇した場合)

#### (2) 改定ルールの詳細及び運用について

- ① 価格の検証について
    - 「標準献立」を基とする。
    - 検証は、毎年 7 月頃、前年度 1 年間の価格動向をベースに行う。
  - ② 改定の検討について
    - 比較・検証において一定額以上の差が生じた場合に検討する。
    - 「学校給食運営検討委員会」でご意見を伺う。
  - ③ 「一定額」について
    - 検討を必要とする差額 (一定額) は、月額 100 円とする。
- ※ 月額 100 円 = 一食単価 5.8 円

### 障がい者のアート作品の展示会 fukuoka plus galleryを開催

市は、障がいのある人たちのアート活動の可能性を広げることを目的に、「fukuoka plus gallery(フクオカプラスギャラリー)」と題し、市内各所に障がいのある人が制作したアート作品(油彩画、水彩画、色鉛筆画など)を展示します。

主催は市とNPOで組織する障がい者アートプロジェクト実行委員会、展示会場はキャナルシティ博多(博多区住吉一丁目)や福岡市立こども病院(中央区唐人町二丁目)などです(入場無料)。

詳細は、ホームページ(<http://maruwork.org/>)をご覧ください。

1月23日(前)～2月12日(日)

キャナルシティ博多、福岡市立こども病院他

障がい者アートプロジェクト実行委員会事務局(☎562-8684/562-8688)



平成21年に中央区で展示した障がい者アート作品

1月20日(金)から利用証の申請受け付け、交付を各区役所で行います。利用証の対象者、申請方法は次の通りです。

- ① 次の手帳所持者▽身体障害者手帳(聴覚障害者1～3級、聴覚障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級)
- ② 次の申請 対象者(あ)であって左記の条件を満たす者
- ③ 次の申請 対象者(あ)であって左記の条件を満たす者

市は、福岡県を連携して「ふくおか・まごころ駐車場」制度を2月16日(金)から開始します。

- ① 同制度は利用証を発行する者(ア)が、公共交通機関、商業施設などの駐車場にある身障者駐車場の適正利用を目的とする。利用証の発行は、より不正利用を防止することができ、身障者駐車場を利用できる人が明確になり、利用証は、利用証の交付を受けた人が運転または乗車する車にのみ使用できます。
- ② 申請方法
- ③ 申請先
- ④ 申請期間
- ⑤ 申請料
- ⑥ 申請書
- ⑦ 申請書
- ⑧ 申請書
- ⑨ 申請書
- ⑩ 申請書

### 利用証の申請受け付け 交付を開始

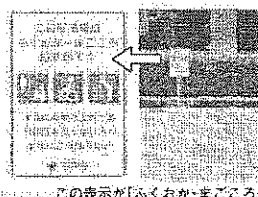
1月20日(金)から

福岡県を連携して「ふくおか・まごころ駐車場」制度を2月16日(金)から開始します。

同制度は利用証を発行する者(ア)が、公共交通機関、商業施設などの駐車場にある身障者駐車場の適正利用を目的とする。利用証の発行は、より不正利用を防止することができ、身障者駐車場を利用できる人が明確になり、利用証は、利用証の交付を受けた人が運転または乗車する車にのみ使用できます。

申請方法は次の通りです。

- ① 次の手帳所持者▽身体障害者手帳(聴覚障害者1～3級、聴覚障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級、上肢機能障害者1～3級)
- ② 次の申請 対象者(あ)であって左記の条件を満たす者
- ③ 次の申請 対象者(あ)であって左記の条件を満たす者



この表示が「ふくおか・まごころ駐車場」の目印

市は、平成24年度から学校給食費を改定し、現在値上げを予定しています。

4月から 給食費の額が変わります 月額400円の値上げ

夫や、食料の調達方法の工夫などを行ってまいりましたが、栄養価を維持して給食内容を充実させるためには、学校給食費を値上げせざるを得ない状況です。

今後、子どもたちがおいしく、楽しく食べられるよう給食内容の充実に向けてまいります。

保護者の皆さんには、2月上旬ごろに学校を通じて学校給食費改定についてのお知らせを配布する予定です。

健康教育課(☎711・4643) 733・5865

学校給食費は、1食の安全・安心や、地産地消などを推進するため、地元産品を中心に、外国産品が多量に導入されることによる価格変動に備えて、食料費が値上がりしています。また、パンなど使用する小麦などの価格も騰貴しています。

これまで、牛肉を豚肉に代える、果物やデザートの内容を減らすなど、既立の上

特別永住者証明書の申請手続きを開始

外国人登録証明書に代わる

特別永住者証明書の申請手続きを開始

特別永住者証明書の申請手続きを開始

外国人登録証明書に代わる

特別永住者証明書の申請手続きを開始

外国人登録証明書に代わる

特別永住者証明書の申請手続きを開始

特別永住者証明書の申請手続きを開始

外国人登録証明書に代わる

特別永住者証明書の申請手続きを開始

外国人登録証明書に代わる

特別永住者証明書の申請手続きを開始

福岡市



## 福岡市教育委員会

Fukuoka City Board of Education

文字サイズ

大 中 小

音声読み上げ機能がな

学校教育 手続き・相談・Q&A 採用情報 広報・統計 生涯学習・人権教育 教育委員会の組織・方針 芸術・文化 施設一覧

HOME &gt; 福岡市教育委員会 &gt; 学校教育 &gt; 学校情報 &gt; 学校給食 &gt; 学校給食費の改定について

更新日: 2012年1月17日

## 学校給食費の改定について

## 保護者のみなさまへ ～給食費額改定のお知らせ～

福岡市の学校給食の運営につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、お礼を申し上げます。  
給食内容の充実を図るため、平成24年度から学校給食費を改定する予定ですのでお知らせします。

【改定内容(平成24年4月から)】 ※平成12年度以来の改定となります。

## 《小学校、特別支援学校小学部》

3,900円/月 ← (現行)3,500円/月  
(1食あたり225.78円 ← 202.63円)

## 《中学校、特別支援学校中学部・高等部》

4,600円/月 ← (現行)4,200円/月  
(1食あたり266.31円 ← 243.15円)

## 【今回の改定について】

福岡市では、学校給食の運営に係る費用のうち、人件費や水道光熱費などを除いた食材料費に相当するのみ、「学校給食費」として保護者のみなさまにご負担いただいています。

学校給食では、安全・安心の面や地産地消の観点から、福岡市近郊産をはじめとする国産品を中心とした材料を使用しています。

しかし、近年、国産品の食材料は値上がりしており、これまでビーフカレーをポークカレーやチキンカレーにするなど牛肉を他の肉に置き換えたり、果物などのデザートの数回を減らすなど、献立の工夫を続けてきましたが、栄養量を維持しながら給食内容を充実していくためには、給食費を値上げせざるを得ない状況です。

学識経験者、校長先生、栄養の先生や保護者の方も委員となっている「給食運営検討委員会」においても、栄養量の維持と給食内容の充実のためにはやむを得ないとのご意見をいただいております。

今後とも、子どもたちがおいしく、楽しく食べられるよう努めてまいりますので、保護者のみなさまのご理解をお願いします。

## 【給食費に関するQ&amp;A】

Q. なぜ、給食費を値上げすることになったのですか？

A. 福岡市の学校給食では、「食の安全・安心」や「地産地消」などを推進するため、地元産をはじめとする国産品を中心とした食材料を使用しています。

そのため、外国産が多数流通する一般市場の価格動向とは違って値上がりしています。さらにパンなどに使用する小麦などの価格も高騰している状況です。

これまで、現行の額で賄えるよう、食材料の調達など様々な工夫を行ってきましたが、それらも限界となっています。今回の改定により、一層の給食の充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いします。

Q. どんな食材が値上がりしているのですか？

A. 例えば、1食あたり  
 ・米飯やパン → 6円以上(特にメロンパンなどの加工パンは約8円)  
 ・牛乳200cc → 約5円  
 ・ジャム → 約5円  
 ・スライスチーズ → 約6円  
 の値上がりとなっています。



Q. 今回の値上げ分は、未納の給食費に充てられるのですか？

A. 給食費は、食材料費に相当する額として負担いただいておりますので、値上げ分は給食内容の充実のため、全て食材料費に充てられます。未納の給食費の補てんではありません。

Q. 給食費を滞納するとどうなりますか？

A. 納期限までに納入がない場合は、延滞金が発生します。

さらに、長期にわたり給食費を滞納されると、裁判所に訴える法的措置をとり、差押えにより強制的に徴収することになります。

経済的な事情で給食費の納付が困難な場合は、就学援助や生活保護の制度がありますので、早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

就学援助：各学校または教育委員会学事課(092-711-4693)

生活保護：各区保健福祉センター保護課

その他、学校給食に関することは、「福岡市の学校給食」のページをご覧ください。

このページに関するお問い合わせ先

教育委員会 教育支援部 健康教育課  
住所：福岡市中央区天神1丁目8の1  
電話：092-711-4642 FAX：092-733-5865  
E-mail：kenko.BES@city.fukuoka.lg.jp

福岡市教育委員会 〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号 各課お問い合わせ先(直通電話番号・Eメールアドレス・業務案内)  
Copyright (C) Fukuoka City Board of Education. All Right Reserved.

## 保護者のみなさまへ ～給食費改定のお知らせ～



福岡市の学校給食の運営につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、お礼を申し上げます。

福岡市では、平成24年4月から学校給食費を改定する予定ですのでお知らせします。

### 改定内容（平成24年4月から）

○小学校、特別支援学校小学部

**3,900円/月** ← （現行）3,500円/月  
（1食あたり225.78円 ← 202.63円）

○中学校、特別支援学校中学部・高等部

**4,600円/月** ← （現行）4,200円/月  
（1食あたり266.31円 ← 243.15円）

平成12年度  
以来の改定と  
なります。



### 今回の改定について

福岡市では、学校給食の運営に係る費用のうち、人件費や水道光熱費などを除いた食材料費に相当する額のみ、「学校給食費」として保護者のみなさまにご負担いただいています。

学校給食では、安全・安心の面や地産地消の観点から、福岡市近郊産をはじめとする国産品を中心とした材料を使用しています。

しかし、近年、国産品の材料は値上がりしており、これまでビーフカレーをポークカレーやチキンカレーにするなど牛肉を他の肉に置き換えたり、果物などのデザートの手数を減らすなど、献立の工夫を続けてきましたが、栄養量を維持しながら給食内容を充実していくためには、給食費を値上げせざるを得ない状況です。

学識経験者、校長先生、栄養の先生や保護者の方も委員となっている「学校給食運営検討委員会」においても、栄養量の維持と給食内容の充実のためにはやむを得ないとのご意見をいただいております。

今後とも、子どもたちが給食をおいしく、楽しく食べられるよう努めてまいりますので、保護者のみなさまのご理解をお願いします。

裏面もご覧ください

## 給食費改定についてのQ&A



Q. なぜ、給食費を値上げすることになったのですか？

A. 福岡市の学校給食では、「食の安全・安心」や「地産地消」などを推進するため、地元産をはじめとする国産品を中心とした食材料を使用しています。

そのため、外国産が多数流通する一般市場の価格動向とは違って値上がりしています。さらにパンなどに使用する小麦などの価格も高騰している状況です。これまで、現行の額で賄えるよう、食材料の調達など様々な工夫を行ってきましたが、それらも限界となっています。

今回の改定により、一層の給食の充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

Q. どんな食材が値上がりしているのですか？

A. 例えば、1食あたり

- ・米飯やパン→6円以上  
(特に×0パンなどの加工パンは約8円)
  - ・牛乳200cc→約5円
  - ・ジャム→約5円
  - ・スライスチーズ→約6円
- の値上がりとなっています。

Q. 今回の値上げ分は、未納の給食費に充てられるのですか？

A. 給食費は、食材料費に相当する額として負担いただいておりますので、値上げ分は給食内容の充実のため、全て食材料費に充てられます。  
未納の給食費の補てんではありません。

Q. 給食費を滞納するとどうなりますか？

A. 納期限までに納入がない場合は、延滞金が発生します。

さらに、長期にわたり給食費を滞納されると、法的措置をとり、差押えにより強制的に徴収することになります。

経済的な事情で給食費の納付が困難な場合は、就学援助や生活保護の制度がありますので、早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

就学援助：各学校または教育委員会学事課(学事課TEL:092-711-4693)

生活保護：各区保健福祉センター保護課

【お問い合わせ先】

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課(給食費等担当)

TEL:092-711-4643

FAX:092-733-5865



### 3. 落札者決定（審査）の流れについて

安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供するために、入札価格に加えて、施設や設備機器の性能、維持管理や運営における業務遂行能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価を行い、落札者を決定する。

#### (1) 最優秀提案の選定

学識経験者等からなる（仮称）第1給食センター事業者選定委員会において、専門的かつ客観的な視点から審議・審査を行い、最優秀提案を選定する。

価格審査（価格評価点250点満点）＋性能審査（性能評価点750点満点）

#### <参考>性能審査の主な視点

- ・事業の安定性（資金調達計画、事業収支計画、事業継続）
- ・地域社会、地域経済への貢献（地元企業の活用、地域との交流、地域振興）
- ・施設の機能性・安全性・経済性
- ・食育関連機能の整備（食育研修室、調理実習室兼視聴覚室、全工程見学通路）
- ・周辺環境保全への配慮
- ・維持管理・修繕計画
- ・調理体制（人員の確保、有資格者や実務経験者の配置）
- ・給食調理業務（食中毒や異物混入の防止、おいしい給食の提供）
- ・アレルギー対応食（原因アレルゲン混入の防止、配食誤り等の防止）
- ・特別支援学校二次加工食の提供（調理システム、配食誤り等の防止）
- ・従業員の雇用（障がい者の雇用計画、地元雇用の促進）
- ・提案全般に関する評価（全体的なバランス、総合的な提案内容）

#### (2) 落札者の決定

（仮称）第1給食センター事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、市が落札者を決定する。

（仮称）第1給食センター事業者選定委員会委員名簿		
委員長	竹下 輝和	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
副委員長	大石 桂一	九州大学大学院 経済学研究院准教授
委員	藤本 一壽	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
〃	渡辺 啓子	九州中央病院 栄養管理室長補佐
〃	簗田 輝	福岡市PTA協議会 副会長
〃	中沢 浩	福岡市教育委員会 教育次長

議案 4 (財)福岡市学校給食公社「中期経営計画」進捗状況について (報告)

1. 経緯

区分 日程	教育委員会	学校給食公社
H23.8.19	業務委託結果に基づく改善について公社に通知 (中期経営計画の H23 年度末策定を指示)	左記文書受領
H23.8.26	経営調査分析業務委託結果及び公社宛て通知内 容を議会報告	左記文書を労働組合、各所属へ 通知
		(団体交渉：12回) 9.6、10.7、10.26、11.1 (労働条 件提示)、11.17、1.5、1.13、1.18、 1.19、1.25、1.27、1.31 (妥結)
H24. 1.31	右記文書受領	人事給与体系の見直し決定につ いて市に報告
H23 度末	中期経営計画策定期限	

2. 人事給与体系の見直し指示事項 (平成 24 年 4 月 1 日より実施する事項)

- 職員の役割を明確にした人事体系への移行
- 民間企業水準を目標値として年収ベースで引き下げ
- 諸手当(業務手当等)の見直し
- 退職金制度における支給月数の見直し等

3. 見直しの具体的決定内容

(1) 人事体系の見直し ※あわせて級別の標準職務内容について見直しを行う。

現 行				改 定 後			
調理員以外の職員給料表		調理員給料表		調理職員以外の職員給料表		調理職員給料表	
事務部門		調理部門		事務部門		調理部門	
6 級	部長	部長		6 級	部長	部長	
5 級	課長	課長		5 級	課長	課長	
4 級	係長	係長		4 級	係長		4 級 係長
3 級	総括主任	総括主任		3 級	主任		3 級 主任
2 級	主任	主任		2 級	事務員		2 級 調理員
1 級	事務員		3 級 班長	1 級	事務員		1 級 調理員
			2 級 班長補佐				
			1 級 調理員				

(2) 主な給与体系の見直し

① 給与水準の引き下げ (年収ベース)

- ・ 部長職・課長職・係長職：25%カット
- ・ 総括主任・主任職：20%カット
- ・ 事務員・調理員：10%カット
- ・ 非常勤調理員：10%カット 等

② 諸手当等の見直し

手当種類	現 行	改 定 後
業務手当	1,270 円/日	廃止
職務手当	係長 43,200 円/月、総括主任・主任 32,500 円/月)	廃止
休務手当	調理員に対し、休業手当を給料月額 の 80%支給	休務手当として給料月額の 60%を支給
管理職手当	部長 79,860 円/月、課長 68,700 円/月	部長 30,500 円/月、課長 25,030 円/月
通勤手当	8 月休業日についても支給	8 月分は原則廃止
賞与	病休での減額規定なし 企業年金の事業主負担あり	病休減額規定 企業年金事業主負担廃止

③ 退職金制度の見直し

支給率を引き下げる。(定年退職、勤続年数 40 年時：60ヶ月分→53.5ヶ月分)

④ 制度見直しに伴う経過措置

在職者の激変緩和のため、手当を含め、3 年目に新制度へ完全移行とした。